

公認スポーツ指導者* 総合保険制度のご案内

施設所有(管理)者賠償責任保険⊕団体総合生活補償保険(標準型)

指導中の賠償責任とご自身のケガを補償します!

施設所有(管理)者 賠償責任保険

スポーツ指導中に
ケガをさせてしまった



団体総合生活 補償保険(標準型)

団体割引
15%
割引
適用!

ケガをしてしまった



さまざまなタイプのスポーツ指導者の方にご加入いただけます!

プロの方

スポーツ指導を職業
とされている方
※指導報酬が収入の方



有職者の方

勤労者(パート・アルバイトを含む)
※職業をお持ちの勤労者の方で
ボランティアでスポーツ指導
されている方

無職の方

主婦(夫)・年金受給者で
ボランティアでスポーツ
指導されている方
※年金受給金額を下回る報酬
の方はこちらとなります。

*日本スポーツ協会公認スポーツ指導者(スポーツリーダー除く)。旧「スポーツ少年団認定員」のみの保有者は対象外となります。

加入申込
期間

2023年2月16日(木)から2023年3月10日(金)まで

保険期間

2023年4月1日午後4時から2024年4月1日午後4時まで1年間

中途加入の取扱について

3月11日以降のお申込みは、4月15日以降の毎月15日を申込締切とし、翌月1日午前0時を補償開始日とします。
(詳細は2ページ参照)

賠償責任とケガの補償としてこんな時お役にたちます!!

施設所有(管理)者賠償責任保険



野球指導中、安全確保を怠ったために通行人にボールがぶつかり、ケガをさせた。



野球指導者がバットの素振りの模範を見せているときに、子供にバットをぶつけてしまった。 など

団体総合生活補償保険(標準型)



ボランティア中のスポーツ指導で、ケガをして入院した。



ボールにあたり転倒しケガを負い、通院した。 など

加入者区分と補償範囲、加入可能タイプの確認



申込人、被保険者の範囲(対象となる指導者=加入資格者)

本制度でお申込人(加入者)、被保険者本人^(*)(補償の対象者、施設所有(管理)者賠償責任保険においては記名被保険者であり、保険契約により補償を受けられる方。以下同様とします。)となれる方は、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者に限ります。

(*)「払込取扱票(加入申込票)」の加入者氏名欄に記載の方をいいます。

※スポーツリーダー資格のみの方はご加入できませんのでご注意ください。

加入者の区分と補償の範囲

※無職の方でもスポーツ指導の報酬が年金受給額より上回る方は「プロの方」となります。

プロの方

スポーツ指導を職業とされている方
※指導報酬が収入の方

24時間補償

有職者の方

勤労者(パート・アルバイトを含む)
※職業をお持ちの勤労者の方でボランティアでスポーツ指導されている方

就業中以外補償

(本業中の労災事故については、対象になりません)

無職の方

主婦(夫)・年金受給者でボランティアでスポーツ指導されている方

※年金受給金額を下回る報酬の方はこちらとなります。

24時間補償

ご加入が可能なタイプ

PA・PB タイプ

YA・YB タイプ

MA・MB タイプ

※<全タイプ共通>施設所有(管理)者賠償責任保険はスポーツ指導活動中の事故のみが対象となります。

※YAタイプ、YBタイプについては、「就業中の傷害危険対象外特約」がセットされているため職業または職務に従事している間のケガは補償の対象外となります。

補償内容・保険金額/支払限度額

補償内容・保険金額/支払限度額		Aコース			Bコース					
		PA	YA	MA	PB	YB	MB			
団体総合生活 補償保険(標準型)	傷害死亡・後遺障害 ケガで死亡または 後遺障害を被ったとき				500万円			100万円		
	傷害入院保険金日額 ケガで入院したとき				5,000円			3,000円		
	傷害手術保険金 ケガで手術を受けたとき				入院中に受けた手術の場合：傷害入院保険金日額の10倍 それ以外の手術の場合：傷害入院保険金日額の5倍					
	傷害通院保険金日額 ケガで通院したとき				2,000円			1,000円		
施設所有(管理)者 賠償責任保険	支払限度額(身体障害・ 財物損壊共通)				1事故につき 1億円限度 (免責金額) 1事故につき1,000円					

※支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。施設所有(管理)者賠償責任保険でお支払いの対象となる損害のうち、争訟費用、協力費用については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、争訟費用については損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には取扱いが異なりますので、詳細は「保険金をお支払いする主な場合・お支払いしない主な場合」(3~4ページ)をご参照ください。免責金額は、保険金としてお支払いする1事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。

加入タイプと保険料(一時払)

申込 締切日 ^(注1)	補償 開始日 ^(注2)	Aコース			Bコース		
		プロ	有職者	無職者	プロ	有職者	無職者
		PA	YA	MA	PB	YB	MB
3/10	4/1	23,030円	11,510円	15,860円	13,980円	5,030円	6,810円
4/15	5/1	21,110円	10,600円	14,580円	12,810円	4,650円	6,280円
5/15	6/1	19,190円	9,680円	13,300円	11,660円	4,280円	5,770円
6/15	7/1	17,270円	8,760円	12,020円	10,480円	3,910円	5,230円
7/15	8/1	15,350円	7,840円	10,740円	9,320円	3,520円	4,710円
8/15	9/1	13,430円	6,920円	9,460円	8,150円	3,140円	4,180円
9/15	10/1	11,530円	6,010円	8,190円	7,010円	2,770円	3,670円
10/15	11/1	9,610円	5,090円	6,910円	5,830円	2,390円	3,130円
11/15	12/1	7,680円	4,170円	5,620円	4,660円	2,010円	2,600円
12/15	1/1	5,770円	3,260円	4,350円	3,500円	1,640円	2,080円
1/15	2/1	3,840円	2,340円	3,060円	2,340円	1,260円	1,560円
2/15	3/1	1,930円	1,410円	1,790円	1,170円	880円	1,030円

※PAタイプ、PBタイプ、MAタイプ、MBタイプは職種級別A(スポーツ指導者、有職者以外等)の保険料です。有職者の方で住居と職場を同じくする方や就業中と否との区別が明らかでない職種の方については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

※団体総合生活補償保険(標準型)は前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

(注1) 申込締切日とは、ゆうちょ銀行または郵便局での保険料の**着金完了の日**。土日祝日の場合は、翌営業日を締切日とします。加入タイプ、保険料の金額に誤りがないか確認し、各月の申込締切日に余裕をもってお申込みください。

(注2) 補償開始日は、2023年2月16日～3月10日の加入申込期間中に加入手続を行った場合、2023年4月1日午後4時となります。それ以降のお申し込みは中途加入の取扱いとなります。中途加入の場合、4月15日以降の毎月15日を申込締切とし、翌月1日午前0時より補償開始となります。加入申込日(ゆうちょ銀行または郵便局で保険料の送金手続を行った日)が補償開始日とはなりませんので、ご注意ください。また、いずれの場合も保険期間は2024年4月1日午後4時までとなります。

ご加入内容に変更が生じた場合

施設所有(管理)者賠償責任保険・団体総合生活補償保険(標準型)

各保険の「重要事項のご説明」の「注意喚起情報のご説明 2. 告知義務・通知義務等(2) 通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)をご参照ください。

本制度の概要

- この保険は公益財団法人日本スポーツ協会全国スポーツ指導者連絡会議が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめるうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
- 公益財団法人日本スポーツ協会は、日本スポーツ協会に登録した公認スポーツ指導者の皆さま方が常に安心して指導活動に専念できるように、本制度を1987年に設置いたしました。
- 本制度は、公認スポーツ指導者が負傷したり、他人から法律上の損害賠償請求を受け治療費、慰謝料等多額の出費を負担せざるを得なくなった場合の、迅速な救済・補償を目的とした制度です。

保険金をお支払いする主な場合・お支払いしない主な場合

本制度は、「施設所有(管理)者賠償責任保険」および「団体総合生活補償保険(標準型)」とで構成されています。

施設所有(管理)者賠償責任保険について

保険金をお支払いする主な場合(他人への損害賠償責任)

指導者として登録された被保険者(保険契約により補償を受けられる方)が、指導活動中のミスにより発生した偶然な事故に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を損壊(滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること)した場合(スポーツ指導中に、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりした等)に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償金や争訟費用等)に対して、保険金をお支払いします。(国内での事故が対象です。)

保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款、特別約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

(*)指導中のサッカーをしているお子さまがただ単につまづいて転んだというだけでは、この保険の対象となりません。

指導者の方が法律上の損害賠償責任を負うことが条件となります。また、スポーツそのものが一定の危険性を伴っていることから、所定のルールを守ってプレーをしていても、いわば必然的に生じてしまう事故もあります。

下記のような事故の場合は、法律上の損害賠償責任はないものと考えられます。

①野球の試合中、バッターの打球が他の選手に当たりケガをさせた。 ②テニスプレー中、スマッシュが相手に当たり、ケガをさせた。

お支払いの対象となる損害

- お支払いの対象となる損害は次のとおりです。ただし、適用される普通保険約款、特別約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

<普通保険約款でお支払いの対象となる損害>

損害の種類	内 容
①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等(損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。)
②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置(他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等)に要した費用
⑤協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用
⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用

*上記①から④までの保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額から1ページ記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、1ページ記載の支払限度額を限度とします。上記⑤および⑥の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、⑥については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。

$$\text{お支払いする争訟費用の額} = \text{⑥争訟費用の額} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{①損害賠償金の額}}$$

なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意を要しますので、必ず引受保険会社までお問合わせください。

「①損害賠償金」についてのご注意

被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払いの対象とはなりません。

保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

<普通保険約款でお支払いしない主な場合>

- 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊(滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること)について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾(じょう)に起因する損害賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任
- 液体、気体(煙、蒸気、じんあい等を含みます。)(または固体の排出、流出または溢(いっ)出に起因する損害賠償責任(ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。))
- 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任(ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ≪ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。≫の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。)

<賠償責任保険追加特約(自動セット)でお支払いしない主な場合>

- 直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害。いずれかの事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認められた場合に限らず、それらの事由があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合を含みます。
 - ◇石綿等(アスベスト、石綿製品、石綿繊維、石綿粉塵(じん))の人体への摂取または吸引
 - ◇石綿等への曝露(ばくろ)による疾病
 - ◇石綿等の飛散または拡散
- 直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害

<特別約款でお支払いしない主な場合>

- 施設の新築、修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害賠償責任
- 航空機の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- パラグライダー、ハンググライダー、パラセーリングまたは熱気球の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 昇降機（財物のみを積載する昇降機、サービスステーション施設内にあるオートリフト、機械式の立体駐車場は除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任。ただし、販売等を目的として展示されている場合を除きます。この場合であっても、走行している間は自動車とみなします。
- 施設外における船舶または車両（自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用・家事用器具からの蒸気・水の漏出、溢（いっ）出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢（いっ）出による財物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害賠償責任
- 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ、施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任
- 仕事の終了または放棄の後に仕事の結果に起因する損害賠償責任
- 直接であると間接であるとを問わず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害賠償責任
 - ◇医療行為、美容整形、医学的堕胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。
 - ◇はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。
 - ◇理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、建築士、設計士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、技術士、測量士、獣医師がそれらの資格に基づいて行う行為
- 被保険者が行うLPガス販売業務の遂行（LPガス販売業務のための事業所施設の所有、使用または管理を含みます。）に起因して生じた損害
- 石油物質が施設から公共水域（海、河川、湖沼、運河）へ流出したことにより、被保険者が次のいずれかに該当する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
 - ◇水の汚染による他人の財物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害賠償責任
 - ◇水の汚染によって漁獲高が減少したまたは漁獲物の品質が低下したことにより生じる損害賠償責任
- 石油物質が施設から流出し、公共水域の水を汚染したまたはそのおそれのある場合において、その石油物質の拡散防止、捕収回収、焼却処理、沈降処理、乳化分散処理等につき支出された費用その他の損害の防止軽減のために要した費用（被保険者が支出したと否とを問いません。）等

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

団体総合生活補償保険（標準型）について

※印を付した用語については、5ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

対象となる事故（指導者ご自身の傷害（ケガ））

急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害が対象となります。（国内だけでなく、海外での事故も対象です）なお、下記のものは本保険でいう傷害には該当せず、保険金は支払われません。

㊦野球肩、テニス肘、靴ずれなど、急激性がない症状 ㊦急性心不全などの心臓疾患 ㊦風邪などの病気

ただしYA・YBタイプに加入した場合は就業中以外の傷害が補償の対象となります。

<就業中以外の傷害の例>

- ①指導者ご自身が指導を行っている間、自主練習中など職業または職務に従事していない時に負ってしまった傷害
- ②指導、自主練習を行う場所までの、往復中の傷害 等

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡保険金 ★傷害補償（標準型）特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1) 傷害死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）にお支払いします。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用している運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの*
傷害後遺障害保険金 ★傷害補償（標準型）特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合	$\text{傷害死亡・後遺障害保険金額} \times \text{約款所定の保険金支払割合 (4\% \sim 100\%)}$ (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	(次ページにつづく)
傷害入院保険金 ★傷害補償（標準型）特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、入院*された場合（以下、この状態を「傷害入院」といいます。）	$\text{傷害入院保険金日額} \times \text{傷害入院の日数}$ (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院*に対しては傷害入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害入院の日数は180日が限度となります。 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害保険金 ★傷害補償 (標準型)特約 	保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術*を受けられた場合	①入院*中に受けた手術*の場合 $\text{傷害入院保険金日額} \times 10$ ②①以外の手術の場合 $\text{傷害入院保険金日額} \times 5$ (注)1事故に基づくケガ*について、1回の手術に限りま す。また、1事故に基づくケガ*について①および②の手術を受けた場合は、①の算式によりま。	(前ページからのつづき) ●入浴中の溺水* (ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 ●下記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ など (注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
	保険期間中の事故によるケガ*のため、通院*された場合(以下、この状態を「傷害通院」といいます。) (注)通院されない場合で、骨折、脱臼、靱(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位*を固定するために医師*の指示によりギプス等*を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとなります。	$\text{傷害通院保険金日額} \times \text{傷害通院の日数}$ (注1)事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院*に対しては傷害通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害通院の日数は90日が限度となります。 (注2)傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3)傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
就業中の傷害危険対象外特約(YA、YBタイプ)	職業または職務に従事している間のケガ*に対しては、傷害保険金をお支払いしません。通常の通勤途上はお支払いの対象となります。

●柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

補償対象外となる運動等

山岳登山^(※1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^(※2)操縦^(※3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^(※4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗
 (※1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)をいいます。
 (※2)グライダーおよび飛行船は含みません。
 (※3)職務として操縦する場合は含みません。
 (※4)モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

※印の用語のご説明

あ 行	医学的他覚所見のないもの	被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。	さ 行	自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
	医師	被保険者以外の医師をいいます。		酒気帯び運転	道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等*を運転することをいいます。
か 行	ギプス等	ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの(硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バスタバンド、軟性コルセット、サポーター、頸(けい)椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。)をいいます。	た 行	手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為 ^(※1) 。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。 ②先進医療*に該当する診療行為 ^(※2) (※1)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。 (※2)②の診療行為は、治療*を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限りま。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
	競技等	競技、競争、興行 ^(※) または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。 (※)いずれもそのための練習を含みます。		乗用具	自動車等*、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
	頸(けい)部症候群	いわゆる「むちうち症」をいいます。		先進医療	手術*を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りま。)、をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
	ケガ	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状 ^(※) を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。 ①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒 (※)継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。		その他の変乱	外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
	ケガを被った所定の部位	次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。 ・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)*または脊柱 ・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。)*。ただし、長管骨を含めギプス等の固定具を装着した場合に限りま。 ・肋骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)*。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限りま。	な 行	治療	医師*が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
	後遺障害	治療*の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの*を除きます。		通院	病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療*を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。
	誤嚥(えん)	食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを入ります。		溺水	水を吸引したことによる窒息をいいます。
				入院	自宅等での治療*が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師*の管理下において治療に専念することをいいます。

万一、事故が発生した場合

① 事故にあわれたときの引受保険会社へのご連絡等

＜保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡＞
●保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内に連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

施設所有(管理)者賠償責任保険

○事故が発生した場合は、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。

- ①損害の発生および拡大の防止
- ②相手の確認
- ③目撃者の確認

三井住友海上へのご連絡は

24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189(無料)

事故は いち早く

○示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめてください。

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようにご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

○損害賠償金は被害者の過失割合や、他の者(たとえば施設の管理者)の責任割合を勘案して決定されます。賠償事故については、加害者の一方的な過失によるものは少なく、被害者自身にも過失のあるものや不可抗力によるものが多いため、示談に際しては、引受保険会社と十分ご相談ください。なお、示談交渉は、自動車保険のように引受保険会社が代行することはできませんので、加害者である被保険者ご自身に行っていただくことになります。

団体総合生活補償保険(標準型)

○保険金支払いの履行期

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(※1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^(※2)を終えて保険金をお支払いします。^(※3)

(※1) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

(※2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(※3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

② 保険金のご請求時にご提出いただく書類

施設所有(管理)者賠償責任保険

被保険者または保険金を受け取るべき方には、下表のうち引受保険会社が求める書類をご提出いただく必要があります。なお、必要に応じて下表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1) 引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2) 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害の発生を確認する書類およびその他これに類する書類 ^(注) (注) 事故発生状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類
(3) 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類	

① 他人の身体障害の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療および治療にかかわる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本
② 他人の財物損壊(財物の使用不能による間接損害を含みます。)の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	修理見積書・領収書、取得時の領収書、決算書類、事故前後の売上計画・実績、自動車検査証(写)、建物登記簿謄本、戸籍謄本、全部(個人)事項証明書
③ ①および②のほか、損害の額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類	
④ 損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類	示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書
⑤ 共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	権利移転証(兼)念書
(4) 被保険者が負担した費用の額を示す書類	支出された損害防止費用・権利保全行使費用・緊急措置費用・協力費用・争訟費用等の費用が確認できる書類・明細書
(5) その他必要に応じて引受保険会社が求める書類	
① 保険金請求権者を確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書
② 引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	引受保険会社所定の同意書
③ 他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知
④ 保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書

■引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(注1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項^(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします^(注3)。

(注1) 保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。

(注2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、医療機関・損害保険鑑定人など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款、特別約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

■損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

団体総合生活補償保険(標準型)

○被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社から求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】

以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

・引受保険会社所定の保険金請求書 ・引受保険会社所定の同意書
・事故原因・損害状況に関する資料 ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写)等) ・引受保険会社所定の診断書 ・診療状況申告書 ・公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書 ・死亡診断書 ・他から支払われる保険金・給付金等の額を確認する書類
事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

○代理請求人について

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。

(注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「上記①以外の配偶者^(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

(*)法律上の配偶者に限ります。

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、「公認スポーツ指導者総合保険制度のご案内」記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

- ① 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることを「公認スポーツ指導者総合保険制度のご案内」・重要事項のご説明でご確認ください。 万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。

保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)
保険金額(ご契約金額)、保険期間(保険のご契約期間)、保険料・保険料払込方法

- ② 「払込取扱票(加入申込票)」への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。内容をよくご確認ください。「払込取扱票(加入申込票)」に正しくご記入いただけますようお願い申し上げます。記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

皆さまがご確認ください。

・「払込取扱票(加入申込票)」の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか?

「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。

*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取り扱うことがあります。

または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認くださいませましたか?

・「払込取扱票(加入申込票)」の「職業名・職種名」欄は正しくご記入いただいていますか?

または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認くださいませましたか?

・「払込取扱票(加入申込票)」の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか?

*ご加入いただく保険商品の「払込取扱票(加入申込票)」によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえ申し込みください。

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。ただし、保健医療

等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

詳細は、三井住友海上ホームページをご覧ください。

(<https://www.ms-ins.com>)

お申し込み時にご注意いただきたいこと

- この保険の保険期間は1年間となります。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、「公認スポーツ指導者総合保険制度のご案内」の表紙および2ページにてご確認ください。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

- 保険金請求状況等とは、加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合、飲酒運転等の法令違反や事実を偽った保険金請求が行われた場合等をいいます。

- 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。

- 被保険者(補償の対象者、賠償責任保険においては保険契約により補償を受けられる方)が次に該当する場合には、「他の保険契約等欄」にその内容を必ずご記入ください。

①同種の危険を補償する他の保険契約(賠償責任保険、傷害保険、傷害疾病保険、所得補償保険等)をご契約している場合

②過去3年以内に5万円以上保険金を請求または受領したことがある場合(賠償責任保険については、支払保険金の額に関わりなく事故の有無、回数をご記入ください。)

- お客さまのご加入内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある

保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

- <経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>

・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

・損害保険会社が経営破綻した場合の保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。

施設所有(管理)者賠償責任保険

・この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。またはマンション管理組合(以下、「個人等」といいます。))である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

・また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

団体総合生活補償保険(標準型)

・この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

重要事項のご説明

施設所有(管理)者賠償責任保険

2019年10月1日以降始期契約用

この書面では施設所有(管理)者賠償責任保険契約に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。お申込みいただく際には、ご加入の内容がお客様のご意向に沿っていることをご確認ください。

ご加入の内容は、普通保険約款およびご加入の保険種類ごとの特別約款・特約(以下「普通保険約款・特約」といいます。)によって定まります。普通保険約款・特約が必要な場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

申込人と記名被保険者が異なる場合は、記名被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。

契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入前に必ず読んでいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については普通保険約款・特約に記載していますのでご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

1 商品の仕組み

商品の仕組み

保険の種類	商品の仕組み
施設所有(管理)者賠償責任保険	賠償責任保険普通保険約款 + 保険法の適用に関する特約(自動セット) 賠償責任保険追加特約(自動セット) + 施設所有(管理)者特別約款

2 引受条件等

(1) 補償内容

① 被保険者

保険の種類	被保険者(ご加入いただいた保険契約で補償を受けられる方をいいます。)
施設所有(管理)者賠償責任保険	「払込取扱票(加入申込票)」 ^(注) の「加入者氏名」欄に記載された方のみが被保険者となります。

ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

(注) 引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

② 保険金をお支払いする主な場合

パンフレット本文(「公認スポーツ指導者総合保険制度のご案内」)。以下「パンフレット」といいます。)の「保険金をお支払いする主な場合」のページをご参照ください。

③ お支払いの対象となる損害

パンフレットの「お支払いの対象となる損害」のページをご参照ください。

④ 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

パンフレットの「保険金をお支払いしない主な場合」のページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されております。

(2) セットできる主な特約

この保険契約にはお客様の任意でセットできる特約はありません。

(3) 保険期間および補償の開始・終了時期

① 保険期間

保険期間は原則として1年間です。お客様が実際にご加入いただく保険期間につきましては、パンフレットまたは「払込取扱票(加入申込票)」の「保険期間」欄にてご確認ください。

② 補償の開始

始期日の午後4時(「払込取扱票(加入申込票)」またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。

③ 補償の終了

満期日の午後4時に終了します。

(4) 支払限度額等

パンフレットをご参照ください。

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料^(注)は、保険料算出の基礎、支払限度額、保険期間等によって決定されます。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。お客様が実際にご加入いただく保険料^(注)につきましては、パンフレットまたは「払込取扱票(加入申込票)」の「保険料」欄にてご確認ください。

(注) 申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金額をいいます。

(2) 保険料の払込方法

パンフレットをご参照ください。

4 満期返れい金・契約者配当金

このご契約には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還しますが、始期日から解約日までの期間に応じて払い込んでいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。**【注意喚起情報のご説明】**の「6. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明

ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。

この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款・特約に記載していますのでご確認ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

1 ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

このご契約は、公益財団法人日本スポーツ協会全国スポーツ指導者連絡会議が保険契約者となる団体契約であることから、クーリングオフの対象ではありません。

2 告知義務・通知義務等

(1) ご加入時における注意事項(告知義務-加入申込票の記載上の注意事項)

⚠ 特にご注意ください!

① 申込者または被保険者には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

② 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、「払込取扱票(加入申込票)」^(注)に記載された

内容のうち、●印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。「払込取扱票(加入申込票)」^(注)の記載内容を必ずご確認ください。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容(保険の種類、保険金額等)を告知してください。

補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

(注) 引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

(2) ご加入後における注意事項(通知義務等)

⚠ 特にご注意ください!

- ①ご加入後、次の事実が発生した場合には、あらかじめ(事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- 「払込取扱票(加入申込票)」の●印がついている項目に記載された内容に変更が生じる場合
- ご加入時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合

- ②ご加入後、次の事実が発生する場合は、ご加入内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

- ◇「払込取扱票(加入申込票)」記載の住所または電話番号を変更する場合
- ◇上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

③ 保険期間および補償の開始・終了時期

(1) 保険期間

保険期間は原則として1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、パンフレットまたは「払込取扱票(加入申込票)」の「保険期間」欄にてご確認ください。

(2) 補償の開始

始期日の午後4時(「払込取扱票(加入申込票)」またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。

(3) 補償の終了

満期日の午後4時に終了します。

④ 保険金をお支払いしない主な場合等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

パンフレットをご参照ください。なお、保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者または被保険者が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ②被保険者が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者または被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

⑤ 保険料の払込猶予期間等の取扱い

⚠ 特にご注意ください!

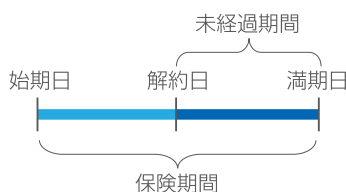
保険料は、パンフレット記載の方法により払い込んでください。パンフレット記載の方法により保険料を払い込んでいただけない場合には、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。

⑥ 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、代理店・扱者または引受保険会社に速やかにお申出ください。

■ご加入の脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間(右図をご参照ください。)分よりも少なくなります。たとえば、保険期間1年・一時払のご契約を始期日から6か月後に解約した場合、解約返れい金は払い込んでいただいた保険料の半分よりも少なくなります。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

■始期日から解約日までの期間に応じて払い込んでいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。



⑦ 保険会社破綻時等の取扱い

パンフレットをご参照ください。

⑧ 契約取扱者の権限

契約取扱者が代理店または引受保険会社の社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または引受保険会社の社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

⑨ 個人情報の取扱い

パンフレットをご参照ください。

この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】

MSK保険センター株式会社 本店営業第二部

TEL 03-3259-7901

FAX 03-3259-7917

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-2
御茶ノ水杏雲ビル6F

保険会社の連絡・相談・苦情窓口

引受保険会社へのご相談・苦情がある場合

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277 (無料)

「チャットサポートなどの各種サービス」

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



事故が起こった場合

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

「24時間365日事故受付サービス 三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189 (無料)

事故は いち早く

指定紛争解決機関

引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 (ナビダイヤル(全国共通・通話料有料))

- ・受付時間[平日9:15～17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
- ・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- ・おかけ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

本制度引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 公務第二部営業第二課

重要事項のご説明

団体総合生活補償保険(標準型)

契約概要のご説明

- ご加入に際して特にご確認ください事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)が事故によりケガをされた場合等に保険金をお支払いします。

●被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

被保険者の範囲	本人*
本人型	○

※「払込取扱票(加入申込票)」の加入者氏名欄記載の方をいいます。

(2) 補償内容

保険金をお支払いする場合は「公認スポーツ指導者総合保険制度のご案内」のとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

①保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額

「公認スポーツ指導者総合保険制度のご案内」をご参照ください。

②保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

「公認スポーツ指導者総合保険制度のご案内」をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

「公認スポーツ指導者総合保険制度のご案内」をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、「公認スポーツ指導者総合保険制度のご案内」の表紙および2ページにてご確認ください。

(5) 引受条件

ご契約の引受範囲および引受範囲外の職業・職務につきましては、「注意喚起情報のご説明」の「2. (2) 通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)」

事項」<ご契約の引受範囲><ご契約の引受範囲外>をご参照ください。また、お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、「公認スポーツ指導者総合保険制度のご案内」の保険金額欄および「払込取扱票(加入申込票)」、普通保険約款・特約等にてご確認ください。ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。

・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受できない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おください。

2 保険料

保険料は保険金額・保険期間・お仕事の内容(「就業中の傷害危険対象外特約」をセットしているYAタイプ、YBタイプを除きます。)等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、「公認スポーツ指導者総合保険制度のご案内」の保険料欄にてご確認ください。

3 保険料の払込方法について

「公認スポーツ指導者総合保険制度のご案内」をご参照ください。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日まで期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1 クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は公益財団法人日本スポーツ協会全国スポーツ指導者連絡会議が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2 告知義務・通知義務等

(1) 告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

■被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

■告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、「払込取扱票(加入申込票)」に記載された内容のうち、●印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。「払込取扱票(加入申込票)」の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

①被保険者の「職業・職務」

②他の保険契約等(*)に関する情報

(*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

(2) 通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)

■ご加入後、被保険者に次の事実が発生した場合は、遅滞なくご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

①職業・職務を変更した場合

②新たに職業に就いた場合

③職業をやめた場合

また、上記①または②のいずれかにおいて、下記の<ご契約の引受範囲外>に該当した場合は、ご契約を解約していただくか、引受保険会社からご契約を解除します。

ご契約の引受範囲	下記以外の職業
ご契約の引受範囲外	オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

(3) その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等^(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、「払込取扱票(加入申込票)」の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記入してください。

(*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について

保険金受取人	傷害死亡保険金	・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注) 傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約^(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約^(*)を解約しなければなりません。

- ①この保険契約^(*)の被保険者となることについて、同意していなかった場合
 - ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があった場合
 - ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等が発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合
 - ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約^(*)の存続を困難とする重大な事由が発生させた場合
 - ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約^(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
- また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

(*)保険契約:その被保険者に係る部分に限ります。

3 補償の開始時期

始期日の午後4時(中途加入の場合は午前0時)に補償を開始します。保険料は、「公認スポーツ指導者総合保険制度のご案内」記載の方法により払込みください。「公認スポーツ指導者総合保険制度のご案内」記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

「公認スポーツ指導者総合保険制度のご案内」をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払できないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等が発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生させたこと。

5 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、「公認スポーツ指導者総合保険制度のご案内」記載の方法により払込みください。「公認スポーツ指導者総合保険制度のご案内」記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

6 失効について

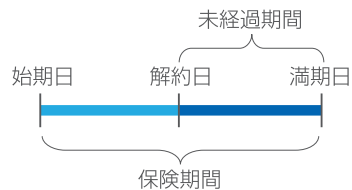
ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

7 解約と解約返れい金

ご加入を中途で脱退(解約)される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。



8 保険会社破綻時等の取扱い

「公認スポーツ指導者総合保険制度のご案内」をご参照ください。

9 個人情報の取扱いについて

「公認スポーツ指導者総合保険制度のご案内」をご参照ください。

この保険商品に関するお問合わせは

【代理店・扱者】

MSK保険センター株式会社 本店営業第二部

TEL 03-3259-7901

FAX 03-3259-7917

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-2
御茶ノ水杏雲ビル6F

三井住友海上へのご相談・苦情・お問合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」0120-632-277(無料)

「チャットサポートなどの各種サービス」

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



万一、事故が起こった場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189(無料)

事故は いち早く

事故の連絡は、「インターネット受付」も行っています。

インターネット事故受付サービス「三井住友海上保険金請求WEB」は、こちらから

※対応可能な事故は限定されています。詳細はWEB画面をご覧ください。



指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

〔ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)〕0570-022-808

・受付時間[平日 9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。

・おかけ間違いにご注意ください。

・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

本制度引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 公務第二部営業第二課

三井住友海上は、日本スポーツ協会「スポーツ・アクティブ・パートナー・プログラム」のオフィシャルパートナーです。

速い! かんたん! 便利!

保険金請求WEBのご案内

団体総合生活補償保険(標準型)

被保険者ご本人がケガをした場合に
「事故の連絡」と「保険金請求」のお手続きができる
WEBシステムです。

POINT

1



24時間365日手続き可能!

POINT

2



ケガの場合は、
事故の連絡から保険金請求まで完結※

※請求額30万円以下



保険金請求WEBのメリット

速い!



1回のWEB手続きで保険金請求できます。
書類の郵送を待たずに、保険金請求書類の
取出しができます。

便利・
かんたん!



スマートフォンでQRコード※から簡単に
手続きをスタート、ガイドに従い入力する
ので簡単。

QRコード※
はこちら



※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。



「保険金請求WEB」は被保険者ご本人がケガをした場合にのみお手続き可能です。
施設所有(管理)者賠償責任保険に関しては下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス 三井住友海上事故受付センター
TEL 0120-258-189 (無料)



MEMO



※本証をもって、本制度の加入者証の代わりとしますので、大切に保管してください。

(ご注意)

・この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入してください。

また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。

・この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。

・この払込書をゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。

・この用紙による、払込料金は、ご依頼人様が負担することとなります。

・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおところ、おなまえ等は、加入者様に通知されます。

・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

収入印紙
課税相当額以上
貼付

印

< 本制度に関するご連絡先 >

〒101-0062

東京都千代田区神田駿河台2-2
御茶ノ水杏雲ビル6F

代理店・扱者

MSK保険センター株式会社 本店営業第二部
TEL 03-3259-7901

< 万一、事故が起こった場合は >

TEL 0120-258-189

振込前に今一度、
記載漏れがないかをご確認ください

この場所には、何も記載しないでください。

ご加入手続(保険料のお振込)について



下部の「払込取扱票(加入申込票)」に以下の①～⑧の全項目をもれなくご記入ください。

下部のゆうちょ銀行「払込取扱票(加入申込票)」のご依頼人欄・通信欄に下記の事項をご記入のうえ、ゆうちょ銀行または郵便局より保険料をご送金ください。(払込料金は、ご加入者のご負担となります。)

00	東京	払 込 取 扱 票									
口 座 記 号 番 号		金 額									
0 0 1 6 0 8		3 2 4 8 9 4									
加入者名		公認スポーツ指導者総合保険係									
※		この払込取扱票は保険専用です。登録料の払込はできません。									
③ 資格名		④ 登録番号									
⑤ 加入者住所(〒)		⑦ 加入タイプを必ずご記入ください。									
⑥ 職業名・職種名 ※必ず○をつけてください。		⑧ 必要事項を漏れなくご記入ください。									
加入者氏名		団体との関係: 団体の構成員本人									
加入者氏名		生年月日(西暦) 性別 電話番号									
加入者氏名		裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)(承認番号 東第53261号)									

- ① ご希望の加入タイプの保険料をご記入ください。
- ② 加入タイプを必ずご記入ください。
- ③ 資格名をご記入ください。
- ④ 登録番号をご記入ください。
- ⑤ ご住所をご記入ください。
- ⑥ 該当に必ず○印をご記入ください。
- ⑦ 該当がある場合はご記入ください。
- ⑧ 必要事項を漏れなくご記入ください。

※保険料の払込方法は、現金でご加入と同時にその全額を払い込む一時払となります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

※ご加入の際は、「払込取扱票(加入申込票)」の記載内容を再度ご確認ください。

※多人数で同時にお申込みいただく場合は、1枚の「払込取扱票(加入申込票)」で人数分の保険料を送金いただくとともに通信欄に「名簿別送」と記入し、「振替払込請求書兼受領証」のコピーを添えて公益財団法人日本スポーツ協会・公認スポーツ指導者総合保険制度係に前記①～⑧を記入した名簿をご提出ください。この場合は、名簿がそれぞれの方の「払込取扱票(加入申込票)」となり、告知義務の対象となります。

※ご加入者には、**保険証券、加入者証は発行いたしません。**加入証明書が必要な方は代理店・扱者までご連絡ください。「振替払込請求書兼受領証」が本制度加入の証となりますので、大切に保管してください。

※金額相違(過剰入金)時の返金手数料については、加入者様にて払込手数料を負担いただけます。

A22-101390 承認年月:2022年11月

00	東京	払 込 取 扱 票									
口 座 記 号 番 号		金 額									
0 0 1 6 0 8		3 2 4 8 9 4									
加入者名		公認スポーツ指導者総合保険係									
※		この払込取扱票は保険専用です。登録料の払込はできません。									
資格名		登録番号									
加入者住所(〒)		加入タイプを必ずご記入ください。									
職業名・職種名 ※必ず○をつけてください。		加入タイプを必ずご記入ください。									
加入者氏名		団体との関係: 団体の構成員本人									
加入者氏名		生年月日(西暦) 性別 電話番号									
加入者氏名		裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)(承認番号 東第53261号)									

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	0 0 1 6 0 8										
加入者名		公認スポーツ指導者総合保険係									
金額		おなまえ									
ご依頼人		様									
料金		(消費税込) 日 附 印									
備考		円									

この受領証は、大切に保管してください。